

原子力損害の判定等に関する 中間指針の概要

平成23年8月

原子力損害賠償紛争審査会事務局

4. 特定避難勧奨地点にお住まい又は勤務先がある方 (同地点に財物(動産、不動産)をお持ちの方もお読みください)

お住まいがある方

① 地点外への自主避難費用(交通費、家財道具の移動費用、避難後の宿泊費等)の実費

② 避難・避難生活が原因の傷害、疾病、死亡による逸失利益、治療費、薬代等(健康悪化防止のための負担増も含まれます。)

③ 放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認するための検査費用の実費(検査のための交通費等も含まれます。)

④ 避難生活に伴う精神的損害
実際に避難した日から平成23年9月10日まで 一人月額10万円×
(※ 避難所、体育館、公民館等で避難生活をした場合は、その期間について一人月額12万円)
その後の6ヶ月間 一人月額 5万円

(例)

- ・7月1日に仮設住宅に避難し、避難生活を続けている場合(7月31日まで)

10万円×1ヶ月=10万円(1人につき)

※この他、帰宅することが可能となった場合には、帰宅費用(交通費、家財道具の移動費用等の実費)が加わります。

事業を営んでいた方

- ① 地点内で事業を営んでいた方で事業に支障が生じた方
減収分と追加的費用（資産の廃棄・移動・除染費用等）

※減収分の解説については、「1. 避難区域、警戒区域にお住まい又は勤務先がある方」（5ページ）の該当部分をご参照ください。

共通事項（勤務先がある方を含みます）

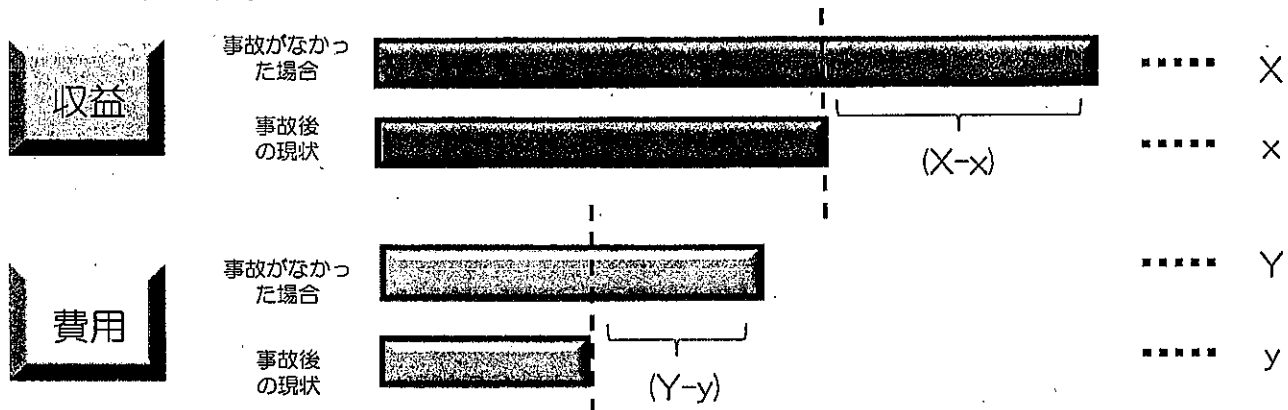
- ① 地点内に住居又は勤務先があつて就労不能等となった勤労者の方
：給与等の減収分と追加的費用（配置転換、転職等による転居費用等が含まれます。）
- ② 地点内にあつた商品など財物の検査費用
- ③ 地点内の財物（不動産を含む）価値の喪失・減少分と追加的費用（廃棄費用、修理費用、除染費用等）

※なお、いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象ですが、自治体等の他者が負担している場合には対象となりません。
また、損害が認められる期間には限りがあり、その期間は改めて検討されます。

事業を営んでいた方

- ① 区域内で事業を営んでいた方で事業に支障が生じた方
減収分と追加的費用（資産の廃棄・移動・除染費用等）

（解説）減収分として賠償される額は、売上高等の収益の減少分（ $X-x$ ）から売上原価、販管費等の費用の減少分（ $Y-y$ ）を控除した額 $\{(X-x)-(Y-y)\}$ となります。



※「収益」には、国の交付金等も含まれます。

共通事項（勤務先がある方を含みます）

- ① 区域内に住居又は勤務先があって就労不能等となった勤労者の方
給与等の減収分と追加的費用（配置転換、転職等による転居費用等が
含まれます。）
- ② 区域内にあった商品など財物の検査費用
- ③ 区域内の財物（不動産を含む）価値の喪失・減少分と追加的費用（廃棄
費用、修理費用、除染費用等）

※なお、いずれの損害も必要かつ合理的な範囲が賠償の対象ですが、自治体等の他者が負担している場合には対象となりません。
また、損害が認められる期間には限りがあり、その期間は改めて検討されます。